

昭和四十九年五月十日提出
質問 第一一九号

遊漁者対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年五月十日

提出者 渡辺武三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

遊漁者対策に関する質問主意書

一 去る三月二十日に開かれた農林水産委員会の会議録第二十三号によると、稲富稜人委員（民社）の「遊漁者と漁業者というものが併立するような一つの方策を樹立することが必要じゃないか。」との質問に対し、内村水産庁長官は、「各都道府県に、遊漁者と漁業者と、それに学識経験者を加えた漁場利用調整協議会というものを設置し、現地の調整に当たらせている一方、中央にも同様の協議会を設けて調整をやっている。」と答弁している。については、長官の答弁の内容につき、次の点をお伺いしたい。

- (1) 中央の漁場利用調整協議会の内容、性格からいつて、海水面、内水面の両水域を取りあげるべきものと思うが、現実には、海水面のみを審議しているのは、いかなる理由によるのか。
- (2) この調整協議会が、海水面のみを審議すべき協議会であるとすれば、内水面に関する右同様

の調整協議会の必要性が痛感されるが、これを設置する考えはあるか。

(3) 内水面漁場調整協議会の設置の必要を認めない場合、その理由は何か。

二 同会議録によると、長官は、「今日の遊漁人口は、千数百万人と言われており、都会の人間が自然に親しむ大きなレクリエーションになっている。これは健全なレクリエーションであるから、国としても伸ばさなければならぬ。」旨答弁しているが、現在、水産庁の遊漁担当係は、極めて少数という現状からみて、長官のいわれるように釣り人へのサービス行政が十分に円滑に行われているとは思わない。よつて、今後の対策を含めて政府の見解を伺いたい。

三 水産庁では、現行の漁業法を含めて漁業制度全般の再検討を行うため、水産庁長官の私的諮問機関として、「漁業制度研究会」を設置していると聞くが、その構成メンバーを見ると、釣り人代表が一名も参加していない。これは、水産庁長官の「……健全なレクリエーションであるので国としても伸ばさなければならぬ」という趣旨に反しているのではないか、釣り人代表

が一名も参加していない理由を伺いたい。

右質問する。